

(案)

南大沢スマートシティ協議会 地域情報アプリ(仮称)実装プロジェクト実施要綱

令和7年 月 日

(地域情報アプリ(仮称)実装プロジェクトの実施)

第1条 南大沢スマートシティ協議会(以下「協議会」という。)は、南大沢に「暮らす人」「学ぶ人」「訪れる人」のQOL向上とまちのさらなるにぎわい創出を目指して、地域情報やスマートサービス等を一元的に提供できる地域情報アプリ(仮称)を実装するプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を実施する。

(プロジェクトの計画及び計画の決定方法)

第2条 プロジェクトは、内容、開発主体、費用負担等について定めた計画(以下「実施計画」という。)に基づき行うこととし、実施計画は、出席した協議会委員の過半数の賛成により決定する。

(プロジェクトの開発費用及び協力)

第3条 地域情報アプリ(仮称)(以下「アプリ」という。)開発に係る費用(以下「負担金」という。)は東京都が負担する。

2 協議会委員は、アプリに掲載するコンテンツ提供、アプリのPR・広報、通信環境又は自社サービスの無償提供等の協力を行うことができる。

(負担金の管理)

第4条 開発主体は、負担金を適正に管理しなければならない。

(プロジェクトの実施状況報告)

第5条 開発主体は、プロジェクトの実施状況について協議会で定期的に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの実施に必要と認める事項は、協議会に協議の上、協議会運営事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。